(表3)各種扶養控除等の所得要件　　令和8年8月酒々井町作成

	各種扶養控除等の所得要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円 (123万円)	62万円 (136万円)
特定親族の合計所得金額 (特定親族特別控除)	58万円超123万円以下 (123万円超188万円以下)	62万円超123万円以下 (136万円超197万円以下)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円 (123万円)	62万円 (136万円)
雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等	58万円 (123万円)	62万円 (136万円)
勤労学生の合計所得金額	85万円 (150万円)	89万円 (163万円)
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	69万円

※( )は給与所得のみの場合の給与収入金額です。
※給与収入金額は、所得税、住民税、社会保険料が差し引かれる前の金額であり、いわゆる手取り額ではありません。